



あっそうだ！ 今年の最低賃金いくらかな？

北海道内で事業を営む使用者及び事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道（地域別）最低賃金が次のとおり改正されました。

北海道最低賃金額【時間額】**641円** 効力発生效年月日▶平成17年10月1日

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」、「舟艇製造・修理業」）で働く者には北海道の産業別最低賃金が適用されます。

詳しくは…

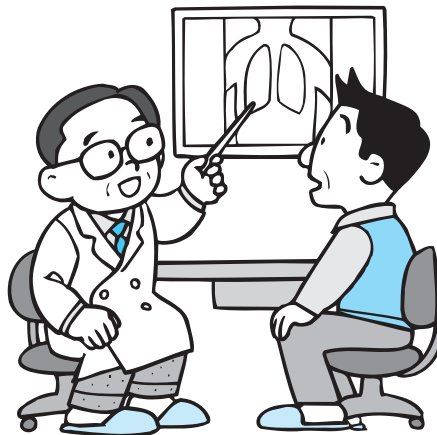
北海道労働局 労働基準部 賃金課 ☎011-709-2311（内線3564）
稚内労働基準監督署 ☎0162-23-3833

石綿を扱う作業などに従事していた方は 健康診断を受けましょう

石綿による健康被害が多発しており、今後も増加することが懸念されています。

過去に石綿を取り扱う作業に従事していた方は、石綿にばく露している可能性がありますので、最寄りの医療機関にご相談の上、胸部レントゲン検査などによる健康診断を受信するようにしてください。

※受診の際には医師に「石綿に関する作業を行っていた」と伝えてください。



厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/07/tp0729-1.html>
稚内労働基準監督署 ☎0162-23-3833